

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合理約

昭和 54 年 3 月 26 日

改正 平成 15 年 12 月 26 日 平成 17 年 2 月 25 日
平成 17 年 3 月 14 日 平成 19 年 4 月 1 日
平成 26 年 7 月 7 日

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、赤磐市、久米郡美咲町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の設置、管理及び運営
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設の設置、管理及び運営
- (3) 短期入所生活介護事業の運営
- (4) 短期入所生活介護事業（ユニット型）の運営
- (5) 介護予防短期入所生活介護事業の運営
- (6) 介護予防短期入所生活介護事業（ユニット型）の運営

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、美咲町吉ヶ原 838 番地に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合議会の組織)

第 5 条 組合の議会議員の定数は 8 名とし、各市町の定数はつぎのとおりとする。

赤磐市 4 名

美咲町 4 名

(議員の選挙)

第 6 条 組合の議会の議員は、関係市町の議会において関係市町の議会の議員の中から選挙する。

2 選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて関係市町長に通知しなければならない。

3 第 1 項の選挙が終わったときは、関係市町長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第 7 条 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は前項の選挙に準用する。

(議長及び副議長)

第8条 組合議会に議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、組合議会議員の中から選挙し、その任期は組合議会議員の任期とする。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に管理者1名、副管理者2名及を置く。

2 管理者は、美咲町長の職にある者をもってあてる。

3 副管理者は、赤磐市長の職にある者及び美咲町副町長(副町長が2名以上あるときは、管理者が指定する副町長)をもってあてる。

4 第1項に定める者のほか、組合に会計管理者を置く。

5 会計管理者は、美咲町会計管理者をもってあてる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2名を置く。

2 監査委員は管理者が組合の議会の同意を得て組合議会議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれ選任する。

3 監査委員の任期は、組合議会議員のうちから選任された者にあつては、組合議会議員の任期とし、知識経験を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支払の方法)

第11条 この組合の経費は、国県から交付される交付金、補助金又は寄附金分担金及びその他の収入をもってあてる。

第12条 前条の分担金は2分の1を均等に、2分の1を最近の国勢調査による人口割合により算出した額を関係市町が分担する。

2 前項に規定する分担金のうち、最近の国勢調査による人口割合は、平成17年4月6日現在の吉井町の区域に係るものに限るものとする。

3 前項に規定する分担金のうち、最近の国勢調査による人口割合は、平成17年3月21日現在の柵原町の区域に係るものに限るものとする。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日(岡山県知事の許可のあった日)から施行する。

附 則 (平成15年12月26日)

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、平成15年11月17日から適用する。

附 則 (平成17年2月25日)

この規約は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 14 日）

この規約は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 7 日）

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。